

## アルコールチェックに関する Q&A

### **Q1.アルコールチェッカーはいつから運用しなければなりませんか？**

A1.アルコールチェッカーは総務課にて一括して購入後、配布しますが、令和4年4月1日から、目視でアルコールの有無や健康状態を確認しアルコールチェック記録簿への記入を行ってください。アルコールチェッカーが導入され次第、検査機器を用いて測定を行ってください。

### **Q2.事業所に立ち寄らず、直接現場に向かう場合、アルコールチェックは必要ですか？**

A2.当面の運用としては、事業所を経由し車両を利用する場合のみアルコールチェックを行います。

### **Q3.アルコール値がどの程度検出されたら運転不可ですか？**

A3.現在の道路交通法では、身体に保有するアルコールの程度が、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上、又は血液1ミリリットル中0.3ミリグラム以上で酒気帯び運転としています。アルコールチェッカーで0.10ミリグラム以上のアルコールが検出された場合、運転できません。

### **Q4.アルコールを摂取後、何時間後であれば運転が可能となりますか？**

A4.一般的にはビール中瓶1本で4時間程度といわれていますが、個人差があります。また、睡眠時はアルコールの分解が遅くなるともいわれています。アルコールが完全に分解され、抜けた状態であれば運転は可能ですが、個人差を勘案して余裕をもちましょう。

### **Q5.車で通勤する全職員に対して、酒気帯びの確認が必要ですか？**

A5.酒気帯びの有無を確認する対象となるのは、「業務」として運転する職員となります。職員の自宅から事業所までの出勤のみが目的であれば、自宅を出発する際の酒気帯びの有無を確認する必要はありません。

### **Q6.アルコールチェックの対象となる車両はどれですか？**

A6.業務として「運転」する全ての車両を対象とします。法人所有の車両の他、レンタカー、職員の私物の自動二輪車・車両も対象として含みます。

ただし、今回の改正道路交通法施行規則では50cc以下の原動機付自転車については対象外となっているため、原動機付自転車や自転車については対象としていません。ただし、これらの車両についても飲酒しての運転は禁止されておりますので、引き続き、法令順守のうえ、安全運転の実施に努めてください。

最終更新日：令和4年4月1日